

第129回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成22年7月14日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（10名）

池本百代、兼子朋也、木下美雪、木村正明、里見泰男、竺原晶子、道上正規、
坂本昭文、浜崎晋一、牧田武文

2. 欠席者（6名）

瀬古智昭、高田智恵、中橋文夫、原口由紀子、安井敏恵、淀瀬千賀子

3. 説明のため出席した者

生活環境部 法橋部長、景観まちづくり課 山本課長、山本課長補佐
県土整備部 道路建設課 細川課長
西部総合事務所生活環境局 門脇課長、小林副主幹、尾川衛生技師

4. 事務局

景観まちづくり課 寺崎課長補佐、寺谷副主幹、田中副主幹、倉本副主幹、永谷主事、田中土
木技師、池田造園技師

5. 開催日及び場所

日 時：平成22年7月14日（水） 午後2時00分から午後4時10分まで

場 所：県庁特別会議室（鳥取市東町1-220）

6. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第1号 東伯都市計画道路の変更について
3・6・1号下大江浦安線（予備審議）

議案第2号 米子境港都市計画区域内の特殊建築物に係る承認

議案第3号 鳥取県景観計画の変更にかかる意見聴取

(3) 報告事項

(4) その他

(5) 閉会

7. 会議議事

14:00 開会

○倉本副主幹（事務局） ただいまから第129回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、ご出席いただいている委員の皆様の出席者数でございますが、16名の委員の方のうち、8名に出席いただいておりますので、過半数の出席となっておりますので、当審議会は成立していることを、ご報告をいたします。なお、到着は未だですが、あと2名の委員様に出席をいただけるということで、今日は10名の委員さんが来られる予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部部長の法橋がご挨拶を申し上げます。

○法橋部長（事務局） 皆さん、こんにちは。今年度、初めての都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様には、引き続き今年度もよろしくお願い申し上げます。今日は、皆様のご多忙の中、また本当に蒸し暑い中、会議に出席していただきまことにありがとうございます。今、県庁では耐震工事をやっております、非常に先進的な工事であり、地下を掘り上げるようなことをやっているものから、非常に環境が悪くて申し訳ありませんが、しばらくの時間、ご容赦いただきたいと思っております。

本日は、3件議題を用意させていただいております。中には、景観計画を変更するというものがあります。これは、海洋風力発電の構想が鳥取県でも持ち上がってきているため、景観計画の区域を若干変更して海洋の取扱いを明確にするということを考えている次第でございます。委員の皆様の忌憚のないご意見を言ってもらいまして、審議が無事進みますことをお願いしまして、このご挨拶にいたします。よろしくお願いいたします。

○倉本副主幹（事務局） ありがとうございます。会議の進行上、委員の皆様のご紹介の方、省略をさせていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、ご参考になさってください。なお、本日、委員名簿と配席表の方に安井委員様のお名前も記載させていただいておりますけれども、急遽、欠席ということでご連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。それでは、委員の皆様には事前に資料をお送りしておりますけれども、改めて会議を始める前に、会議資料の確認をさせていただきます。

まず、本日、テーブルの上に置かせていただきました資料が3つございます。本日の次第、会の次第ですね、第129回鳥取県都市計画審議会の次第という資料がございます。それから、追加配布資料という資料がございます。それから、優れた景観を次世代に伝えるためにというパンフレットを一部机の上に置かせていただいております。それから、あと、事前にお送りした資料になりますけれども、審議会の資料、7月14日水曜日という日付を打った資料。それから、資料の1、資料の2、資料の3ということでそれぞれ、右肩に資料の番号を打った資料がございます。以上が本日の会議で使用する資料でございますけれども、もし、ないものがあれば、予備がございますので事務局の方に申し出てください。よろしいでしょうか。それでは、議長の道上会長、進行をよろしくお願いいたします。

○道上会長 はい。それでは、只今から議事に入らせていただきたいと思っております。審議時間は2時～4時までの2時間を予定しております。それでは、早速でございますけれども、議案第1号に入らせていただきます。議案第1号は、東伯都市計画道路の変更についてということで事務局からご説明いただきますが、今日は予備審議ということでございますので、結論を出すという訳ではございません。もう1回審議することになりますので、意見をいろいろお聞きしたいと思います。こういった割合複雑なものは、きちんと理解した上で、議論していこうというのが法橋部長の主旨でありますし、我々の方はそういうことを要望して、鳥取県は早速、取り上げてもらって審議会の内容を変えていったものです。従いまし

て、当審議会では実質的にいろんな議論が出来るようにしていきたいと考えていますので、どうかよろしくお願ひいたします。それでは、まず、事務局の方からご説明をお願いします。

○山本課長（事務局） 議事録署名委員の指名をお願いします。

○道上会長 議事録署名委員を、私の方で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

○全員 はい。

○道上会長 はい。ご異議ないようでございますので、それでは池本委員さんと木下委員さんに議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。では、第1号議案についてお願ひします。

○山本課長（事務局） はい。景観まちづくり課長の山本でございます。説明に先立ちまして、資料の訂正がございます。第129回鳥取県都市計画審議会という、ホッチキス留めの資料の8ページをお願いします。スクリーンにも表示しておりますが、赤丸で表示している延長の1,050mというところが、1,030mでございます。また、交通量のところの44,100台というのも、4,600台でございます。ちょっと前のデータを使っておりますが大変申し訳ございません。あと、右側の概要の方ですが、延長520mと510mっていうのが、入れ替わっており反対でございますので修正をお願いできたらと思います。

○道上会長 説明のときをお願いします。

○山本課長（事務局） はい、分かりました。それでは、この審議会の資料と追加配布資料並びに資料1というので説明させていただきたいと思ひます。先程、会長の方からお話ございましたが、追加配布資料、この1面をめくっていただきますと、会長から説明いただきましたように先般の3月8日の審議会において、重要案件による審議の実施ということで、今回初めて予備審議を行ったあと、もう1回本審議にかけるということの案件で、この1号議案をかけさせていただきたいと思ひます。

1号議案でございます。スクリーンの方をお願いします。1号議案、下大江浦安線、予備審議の案件でございます。場所は琴浦町、延長は先程申しましたとおり1,030m。道路規格は書いておりますとおり、地方部の平地部の県道で、交通量が4,000台以上。道路幅員10.5m。2車線でございます。変更内容いたしますのは、後ほどまた説明に出てまいります、東伯・中山道路に東伯西インターチェンジが新設されることに伴い書いておりますとおり、インターチェンジのネットワークを形成する必要があるため、今回決定するものでございます。資料をお願いします。これが、山陰道を表示した図面でございますが、黄色で書いておりますとおり、黄色の着色部分が今年度末に開通予定の東伯・中山道路でございます。この道路につきましては、当初、都市計画決定を行った時は有料で考えてございました。有料ということは、つまりインターチェンジが多くなれば多くなるほど工事費用もかかるし、インターチェンジの料金所等の維持管理費用もかかるということでインターチェンジの数は絞ってました。ただ、山陰道が無料ということが決定しましたので、何ヶ所か追加インターチェンジというのが出てまいりました。先般、審議会でありました姫路鳥取線についても無料化に伴いインターチェンジを追加したところでございます。次お願いします。左下に向かってピンク色で表示しておりますのが、今回、東伯西インターチェンジから東伯の都市計画区域に向かっていく道路でございます。次お願いします。それをアップしたものでございますが、右の方の部面でございますが、ピンク色、薄いピンク色で表示しておりますのと、濃いピンク色が既に決定してある都市計画道路でございます。下の赤い色の道路がいわゆる山陰道、それから赤色の破線で結んでいまして、今回決定する下大江浦安線でございます。黄色の破線が上のピンクに向かって延びておりますのが将来構想路線でございます。インターチェンジから直接国道9号へ向かっていく道路ということになります。丁度、ここがJR山陰線ですが、既にこの道路は完成してありまして、山陰線を高架橋でオーバーパスするような、規格の高い道路が出来ております。東伯の中で唯一立体交差をしている箇所です。それと連結しようという構想です。

これについては、将来的に都市計画決定を考えていきたいということで、現段階ではこの赤い破線の道路によって、この都市計画区域内の道路網と連結するというごさいます。航空写真でございすが、今説明したとおりでございす。この通路が将来構想で、JRを立体交差している道路に結び付くという意味でございす。同じ航空写真で真上から見た図面でございすが、幅員の構成でございす。ここは2つに分けておりますが、区間1と区間2でございす。区間2については、もう、既に整備済みでございまして、こういった幅員構成であり両側に歩道を設けております。と申しますのが、この道路の延長上には両側に人家が連たんしてあります。そのため、両側に歩道を整備してあります。今回、ここに山陰道が出来ますが、この区間については、いわゆる田んぼの中を通る道路ということで、沿道に人家もございせんので、歩道については片側ということで計画させていただきたいと思っております。続きまして、今後のスケジュールでございすが、左の方は下大江浦安線でございす。住民説明が終わって、今回、予備審議をしていただいております。この予備審議の意見をいただきまして、都市計画の素案として、関係機関の協議であるとか縦覧を行って、今後審議会に諮ってまいりたいと思っております。それと同時にアクセス道路の本線でございす、東伯淀江線、山陰道の東伯・中山道路については、前回の審議方法見直しての軽微の案件として、部分的な削除とか追加がございすので、この下大江浦安線と同時に、11月頃に再度、審議会に諮らせていただきたいと考えております。簡単ではございすが、1号議案の説明でございす。

○道上会長 はい。ありがとうございました。只今、ご説明いただきましたように、下大江浦安線、今の図面に当たるところございすけども、その計画、路線を整備したいということでございす。道路の幅員は、

○山本課長（事務局） 区間1が10.5mで、区間2が12mでございす。

○道上会長 区間2は出来あがっているのですね。

○山本課長（事務局） そうです。

○道上会長 区間2は出来あがっているけれども、これから道路をつくるところと一体として都市計画を設定するということですね。合わせて、1,030mということですね。

○山本課長（事務局） はい、そうです。

○道上会長 どれ位の交通量を想定されているのですか。

○山本課長（事務局） 4,600台でございす。

○道上会長 1日4,600台。

○山本課長（事務局） 先ほど訂正をいただきました審議会の資料の8ページをご覧いただきたいと思っております。配布させていただいている資料では、この路線では4,600台を想定しております。画面だけで申し訳ございせんが、本路線の周辺の交通量配分図ですと、こういった格好になります。

○道上会長 この画面上の交通量の単位は、

○山本課長（事務局） 単位は100台になります。

○道上会長 分かりました。

○山本課長（事務局） こちらは倉吉に向かう県道の倉吉東伯線であり、こちらがと倉吉側になります。

○道上会長 4,600台の動きはどのようなものですか。

○山本課長（事務局） この4,600台というのは、出ると入ると両方の合計台数になります。

○道上会長 今出来上がっている幅員12mの区間は2,200台ですね。

○山本課長（事務局） はいそうです。これは、将来交通量の推計でございまして、この国道9号に抜ける構想区間の道路に5,100台流れるということです。

○道上会長 山陰道から構想区間を通行して国道9号に行く方が多いわけですか。

○山本課長（事務局） 構想区間は山陰道から国道9号に行くのと、その反対の交通もございす。また、

この県道の倉吉東伯線から東伯の町を抜けずに迂回して国道9号に出る交通もあります。

- 道上会長 だから、東伯西インターチェンジから国道9号の方に向かって4,600台あり、それが将来はまっすぐ国道9号に上がる。それが5,100台位になるということですね。
- 山本課長(事務局) はい。
- 道上会長 だから、全線で開通した時に2,200台通行するということですね。
- 山本課長(事務局) はい、そうです。
- 道上会長 構想区間がない間は、周辺の交通量は幾らになりますか。
- 山本課長(事務局) 今回は資料を持ちあわせていません。
- 道上会長 交通量は平成42年の推計ですよ。僕が言いたいのは、構想路線はまだ出来ていない訳だから、将来出来るという仮定のもとで推計しているので、出来るまでは大回りでもまちなかを通行するんですよ。
- 山本課長(事務局) そうですね。はい。もう1つの変更する道路としては、この緑の道路、インター向けの路線で主要地方道がございます。構想路線が出来ない間は多分こちらの道路を利用されるものと思われま。山陰道から降りてくる車はこの道路を使うと思いますが、周辺の流れの転換は、構想路線が出来るまでは、周辺の道路が分担することとなります。データがなくて申し訳ありません。
- 道上会長 そのデータはすぐ簡単に作れますか。今から20年先の平成42年にこの道路の推計交通量がいくらになるからこの道路がメインになるとというのは委員の皆さんは分かります。だけど、これが、まだ出来てないわけだから、構想区間が出来るまでの間、周辺道路の交通量がどうなるかというのを示していただけると、皆が理解しやすい。
- 山本課長(事務局) はい。そうです。
- 道上会長 構想はしばしばダウンすることもある。だから、この構想区間がない場合の周辺道路の交通量推計を次に提示いただきたい。
- 山本課長(事務局) 分かりました。会長がおっしゃったように、幸いにして今回予備審議でございすので、それも含めて本審議の時に説明させていただきます。
- 道上会長 はい。そうですね、11月に開催する予定ですから。
- 山本課長(事務局) はい。ありがとうございます。
- 道上会長 皆さん、何かご質問がございましたら、どうぞ。
- 木村委員 この道路の供用開始はいつ頃の予定ですか。
- 山本課長(事務局) はい。今回、このアクセス道路は東伯中山道路と同時に開通予定でございす。
- 道上会長 今年度末開通予定ですね。
- 山本課長(事務局) それと、申し訳ございません。最初に言っておけば良かったんですが、中橋先生が本日ご欠席でございすが、配布資料の一番最後のページに、中橋先生のご意見を添付させていただいておりますので、これを踏まえてご審議いただければ幸いです。繰り返しになりますが、今年度末、東伯・中山道路が開通予定、それに併せて、今回、ご審議いただいております下大江浦安線も開通することとしています。
- 道上会長 これも今年度末に出来上がってしまう訳ですか。
- 山本課長(事務局) そうです。冒頭の説明でも申しましたが、本来であれば、その東伯・中山道路と同時に、都市計画決定しておくべきであったのでございすが、その東伯・中山道路を都市計画決定する時点では、有料であったために、ここにインターができる予定がございませんでした。それで、追加インターということに、新たに計画したということで、大変申し訳ございませんが、事業を進めながらの決定という格好になっております。
- 道上会長 この道路は今まさに、予備審議ですけども、それが、ここでOKが出れば、11月頃の都市

計画審議会に諮ることとなる。いつ頃完成するという話ですか。

- 山本課長（事務局） 先ほど申しましたように、だいたい年度末になります。
- 道上会長 そんなに早く出来る訳ですか。OKが出たらパッと出来るのですか。
- 山本課長（事務局） はい、そうですね。
- 道上会長 それは早いんですね。用地買収は。
- 山本課長（事務局） 用地買収は3ヶ月ぐらい前に完了しています。
- 道上会長 根回しがいいですね。そんなに簡単に出来るものですか。僕はよく分かりませんが。
- 山本課長（事務局） 事業進捗しながらのまっさらな状態ではないことは、お詫びを申し上げないといけないと思います。
- 道上会長 よく聞くと、だんだんこういうものが出てくるから。
- 山本課長（事務局） まったく隠すつもりではありません。
- 道上会長 そういうことのように。要するに、今質問された東伯・中山道路は今年度末に出来るのは確定しているのです。その道路が出来て東伯インターが出来ます。インターが出来たら、こっちに抜ける道路が必要になりますので年度末に合わせて完成していこうということのようでございます。その他質問はありますか。どうぞ。
- 笠原委員 この道。農道は、もう出来ているのですか。
- 山本課長（事務局） 10年前とかのスパンではなく、以前からの道路です。
- 笠原委員 区間1は出来ていたけど、区間2だけ出来ていないんですか。計画を立てるのだったら、構想区間を最初から実施すれば、ここの区間2の工事をしなくてもよかった、ということですか。
- 山本課長（事務局） いえ。これは既にもう、10年20年前に既に倉吉と東伯を結ぶ道路として供用している道路です。
- 笠原委員 知っていますけど、その幅を広げる工事。
- 山本課長（事務局） 幅も広げません。もう既に拡張している幅で都市計画決定するものであり、これからこの工事をする訳ではありません。
- 笠原委員 区間2は都市計画の手続きのみをするということですか。
- 山本課長（事務局） はい。
- 笠原委員 はい、分かりました。
- 道上会長 先程言われたように、以前は、有料の道路の場合にはインターを付ける予定がなかったということですね。
- 山本課長（事務局） はい、そうです。
- 道上会長 ところが、無料になってきたので、ここにインターをつけてほしいという地元の要望が出てきて、それではつけましよう。これはもう年度末には出来上がる訳です。ですから、インターからのアクセス道が必要となる訳ですが、現在この道路はあまりたいした道路じゃないのですか。
- 山本（事務局） これは、農道でございます。
- 道上会長 農道だから、とにかく、国道9号方向に行く道路がないのでこれをつけましよう、という趣旨なのです。だから、時間的にいろいろあることは事実ですけども、こういうふうな計画変更ということが出てくるのだと思います。他に何かご質問がありましたらどうぞ。これで決定ではないので、こういう方向で再度、交通量等を出してもらおうというような宿題を与えても結構です。ちょっと先走った話ですが、用地買収とかでもめているという状況ではありますか。
- 細川課長（事務局） 道路建設課の細川と申します。用地買収の方もいろいろございましたけども、今年の春、一応、妥結いたしまして用地は100%取得済みとなっております。
- 坂本委員 農道の延長線上にあるのは病院か何かですか。

- 山本課長（事務局） 小学校です。
- 坂本委員 学校ですか。あれがあるから、農道がなくならなかったという格好ですね。
- 山本課長（事務局） 学校もございますし、その先は人家連たんでございます。
- 坂本委員 だから、この農道を全部使わずに迂回させている訳ですね。
- 山本課長（事務局） そうです。先で穴の開いたところを通行するように考えています。
- 坂本委員 なるほどね。
- 道上会長 だけど、ちょっとこの農道がもったいない。
- 山本課長（事務局） はい。坂本委員がおっしゃりたかったことだと思います。まさに、万が一、こういうものがなければこういうものの有効活用というのは当然しかるべきことであって。ただ、これをちゃんと将来これに結ぶのに膨大な投資が必要になると。これだと、B/Cだけではないですが、やっぱり一番経済的なルートということで農道を一部残してでも、残った部分は農道としても機能はちゃんと残るわけです。こういうルートの方が有利だということで、こういうルートを選定させていただいております。
- 道上会長 この農道が出来たのはいつ頃ですか。
- 山本課長（事務局） うちの課の職員が、子供の頃には既にあつたと申しております。
- 木村委員 農道とこの赤の点線が交わるころとは、今の農道を拡幅して使うということですか。
- 山本課長（事務局） はい、農道の用地を使いながらになります。
- 道上会長 使いながら、その辺は工夫しているのですね。
- 山本課長（事務局） 僅かながら。
- 道上会長 はい。どうぞ。
- 兼子委員 インターがあつた場所に決まったのは何故かというのと、西側の県道にインターが出来たら、もっとスムーズなような気がするのですが。
- 山本課長（事務局） ちょっと後先になりますが、インターが決まった理由でございますが、委員がおっしゃった東伯野添線というのがこの位置でございます。この位置の道路というのが歩道のないような狭い道路でございます。インターチェンジのアクセス道路を作ろうと思うと、この人家の密集地を拡幅する必要があり、非常に非効率だということで、こちらの農道を使うような計画としたものがございます。それと、あと、ここにインターが追加された理由ということでございますが、有料だった時には、東伯インターとその西側の赤碕中山インターの2つでございました。この2つとも市街地から外れたところでありまして。東伯インターは大栄と東伯の市街地の間あたり。赤碕中山インターは赤碕と中山のちょうど中間ということでございます。それで、地元が一番使い便利がいいのは、やはり市街地から直接乗り降り出来るということでございますので、赤碕の中心から乗り降り出来るインターとして赤碕インターを追加、並びに先程申しましたように、浦安の町から一番使いやすい場所ということで、今回の東伯西インターを追加するという事で決定しております。以上でございます。
- 笠原委員 いいですか。
- 道上会長 はい。どうぞ。
- 笠原委員 住民の方々が使うために、中の奥の方にアクセス出来るということと、倉吉に抜ける道から東伯の方に行く人間はこの道をよく通るので、これが出来ると国道9号まで出なくていいので凄くありがたいと思います。でも逆に1つ言わせていただきますと、東伯のインターが9号線の近くにあるということは、ことさら、ここから9号線に抜ける道を急いで作る必要もないのかなと思います。将来のことですから、おいおい考えていったらいいと思います。今回の案件については、もう買収も済んでいるようですし大賛成です。あの辺はよくああいう道が出来ると思っで見させてもらいました。
- 道上会長 いいですか。だけど、これから財政が段々厳しくなってくるので、かなりきちっとした理屈

を考えながらやらないと、維持費もかかるし、破綻しないように、ただ便利になりますからというだけではなかなかやっていけないのですね。僕らも、いろんなところで委員会に行きますけれども、昔と違ってこれからは維持費が非常にかさんでくる訳ですね。そうかといってやらないといけないものですから、やっぱり非常に価値のあるようなものについて、みんなで議論しながらやっていかないといけない。

ちょっと便利になるからでは、財政がこれから極めて厳しくなってくるということを認識しながらやっていただけたらと思います。使う人から言ったら便利なことは間違いないようですので、それはそれとして。それから、最初に言われましたが、今回の計画区間が出来て、その次にまた構想区間もある訳です。北側の構想区間は出来なくても、どれだけの交通量が出てくるかと言ったこと。これは当然、今度はちょっと、その説明についてお願いします。

○山本課長（事務局） はい。この件につきましては、部長からも指示がございました。次の審議会ということではなく、事前に出てくるものは送付させていただきたいと思います。

○道上会長 そっちの方が、なおよろしいです。

○山本課長（事務局） よろしくをお願いします。

○道上会長 よろしいですか、こういうことで。一応、今日は予備審査ということですので。

○山本課長（事務局） すみません、中橋先生からの意見についてですが。

○道上会長 お願いします。

○山本課長（事務局） 事前にいただきましたので、事務局の方から回答させていただきたいと思いますので、追加配布資料の一番最後のページをご覧くださいと思います。

○道上会長 一番最後のページ。

○山本課長（事務局） はい。右肩に配布資料3と書いてございます。読み上げさせていただきます。「既に、環境アセスメントで検討されることと推察しますが、気がついたことは次の通りです。1、本道路、田園部通過部においては、道路の街路灯の照明が米作、稲作などへの生育不良を起こさないか。2、住宅地への騒音・排気ガス対策は？」ということであります。道路建設課の方で答えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○道上課長 はい、どうぞ。

○細川課長（事務局） そういたしますと、2点、ご質問を事前にいただいております。1点目でございます。照明の稲作への影響ということでございますが、今回、農道沿いにバイパス的に計画している区間がちょうど農地に関係するところでございますけれども、今回の計画では照明灯の設置そのものは計画しておりませんので、直接の影響はないと思います。ただ、先程、委員長の方も言われましたけど、交通量の関係で、ちょうど、交差点部分ですけども、ひょっとしたら設置の必要があるろうかとも思っておりますが、現在までの水銀灯の照明灯が、稲作に影響があるということはずっと言われておりますが、最近の照明灯は後ろへの光漏れですとか上部への光漏れの無い、路面だけを照らすような形での新しい道路照明灯も出ておりますのでそういったものを使用するとか、水銀灯よりは農作物への影響が少ないと言われておりますナトリウムランプを使用することで、こういった稲作への光、いわゆる光害、光の害ですけども、排除出来るものではないかと考えております。

それから、もう1つが、騒音、排ガス対策はというご質問がございました。先程言いましたが、新しく作る部分につきましては、大体4,600台程度を計画しております。同様な交通量の箇所と言えば、米子市では米子高校の前の道路、特別養護老人ホームなんかがあるところですけども、米子高校の前の道。鳥取では、賀露のジャスコ北店の裏手側、ちょうどBINGOYAの辺りから賀露に抜ける道をイメージしていただければいいと思うのですが、それ程、大きな影響はないのではないかと考えています。現在の農道が約2,000台走っていますので、倍増するようなイメージですが、騒音ですとか、排気ガスの影響そのものは軽微なものではないかと考えておりますので、今回の計画では対策までは考えて

おりません。ちなみに、私どもの道路建設課の方で、他の事例でございますけれども、新たにバイパス計画を計画いたしましたして、8,000台位の交通量がある場合でも、騒音ですとか、排気ガス、CO₂ですとか、窒素化合物、あるいは微細な浮遊粒子ですか、そういったものについては環境基準の中で納まっております。

それからこの付近で言いますと、今回のこの山陰道そのものですが、平成10年頃に有料道路という前提で10,000台の交通量で予測されておりますけれども、その段階でも騒音、排気ガス等の影響は環境基準の中で納まっているということですので、今回の計画では、環境基準そのものは予測をしたとしても満たすというふうに考えております。以上でございます。

○道上会長 はい、よろしいでしょうか。

○竺原委員 さっき、会長が言われたのですが、今後の維持管理のこともあるのですが、インターは各市町村に大体1個ずつではなく、中山とか東伯には2つも付けるのかということが疑問です。私達倉吉の人は関係ないからと思っているのですが、その辺の基準とか、やっぱり自分の市町村に付けるにあたって、何処が一番第一優先なのかとか、その市町村の方がきちんと意見を述べられて、1つにするなら1つにするという、最初から決めてやっていかれないといけないのでは。こんな途中で、もう1つ付けたら便利は便利ですが、私はこの案がなくても別にいいですけど、我慢して北条まで行きますからって思ったりもすればいいことなので、どちらかというとも合点がいかないですよ。どうして2ついるの、というようなことも思ったりもしますが、もうここまで話が進んでいることなので、話が進む前にやっぱりこういうことって、この会で話があってもよかったのではないのかなとか思います。

○道上会長 このインターの設置なんかについても、設置するというのは道路管理者の方で議論されていること。これはどこでやったのか、当初の話は分かりませんが、恐らく市町村でもやっておられる。もちろん県議会も絡んで。ところが、そういうのが、本当は都市計画審議会に上がってこないといけない訳です。だから、ある意味でここに上がってこないのは議会の責任、議会でちゃんと、そういうのをチェックしてあるかどうか。それは、結局は、予算の問題が関係してくるのです。我々は、これがしたらいいとか悪いとかいう話ではなくて、このインターがここにできるという素案は知らない。実際はどうか、都市計画審議会に上がってくるものなのか、私にはそこがよく分かりません。

○山本課長（事務局） 東伯中山道路自体の変更の中では話をさせていたく予定としております。

○道上会長 出来上がってからの話ですね。

○山本課長（事務局） はい。まったく委員の皆様や会長がおっしゃる通りでございます。どうしても、追加インターとかは、政治レベルでそういうふうな話がどんどん進むことが多いです。

○浜崎委員 県議会にはまだ出てない。

○山本課長（事務局） 東伯西インターが追加されることは出ています。

○細川課長（事務局） もう、何年も前にオープンになっております。

○浜崎委員 そうですか。

○道上会長 有料か無料かについてはどうか。

○山本課長（事務局） 確か、平成15、16年頃だったと思います。追加インターもその時に。

○道上会長 とにかく、要するに、ここの審議会の前か後かは分かりませんが、議論されて、一応、こういうのは上がってくるものと考えます。そうじゃないと、勝手に出来ないと思うんですね。

○山本課長（事務局） はい。

○法橋部長（事務局） 会長。ご指摘の件もとてもでありますので、いつこのインターチェンジがどういう経緯で決まったのか。どういう経緯で事業化されていったのかということを整理して、次に、皆さんにお示ししたいと思います。

○道上会長 はい。その時にこの都計審が、議会も含めてどういうふうに関わってきたか、そういうこと

をここで言ってもらわないと、皆さん納得し難い訳です。

○法橋部長（事務局） はい、分かりました。

○道上会長 今更どうかこうとかという議論にはなかなかならないと思います。ということでよろしいでしょうか。それではこの予備審議の案件は終わりました。当然、議会できちんとした最終の結論が出ると思います。はい。よろしくお願いします。

では、次にいかせていただきます。次は、第2号議案でございますけども、米子境港都市計画区域内の産業廃棄物の処理施設の用途に供する建設物の敷地の位置に係る件について、事務局からお願いいたします。

○小林副主幹（事務局） はい。西部総合事務所の小林と申します、よろしくお願いします。資料の2をご覧くださいませでしょうか。資料2、1ページですけども、産業廃棄物処理施設の概要、申請者三光株式会社代表取締役三輪陽通です。敷地の位置ですけども、鳥取県境港市昭和町5の11、5の27。都市計画の区域、区分としましては市街化区域工業専用地域、臨港地区でございます。敷地の面積8,570.50㎡、施設の概要ですけども、主な施設としまして、廃プラスチック類の破碎施設。処理能力は1日あたり最大168t。実際、計画は、これを24時間で割って8時間をかけたものですけども、1日あたり56tです。取り扱い品目は、廃プラスチック（廃タイヤ）、ゴムくずでございます。稼働時間及び休日、稼働時間は8時から12時、13時から17時、休日は日曜、祭日、あとは正月、盆は常識の範囲で、大晦日から正月3日、盆は8月13日から15日がお休みということになっております。

理由ですけども、当該申請位置は米子境港都市計画区域の工業専用地域内に位置しております。当該申請内容は廃プラスチック破碎机を既存建築物へ移設し、産業廃棄物（廃タイヤ）を破碎処理するものでございます。このことは、建築基準法第51条中、その他政令が定める処理施設に該当し、当該施設、当該処理施設について、規定している建築基準法施行令第130条の2の3、第1項、第3項に定める規模に該当し、建築基準法87条第2項の規定により第51条が準用されるものでございます。その結果、建築基準法第51条ただし書きとかが必要となるため、本都市計画審議会の議を経るものでございます。根拠法令は建築基準法第51条です。

資料の8ページを見ていただけますでしょうか。地図がちょっと小さかったり、はっきりしていなくて見づらいところもありますが、赤い線と青い線で描かれた枠がございます。申請者の三光は正方形に近い青枠、これ以外のTの字型の敷地において、平成16年に51条の許可を取っております。16年から産廃の処理事業を行っております。そののちに、この隣地でありますこの青で囲まれた敷地を購入しているんですけども、このあとから購入しました青枠の中にあります既存の建築物、すでに建っておる建築物に廃プラスチックの破碎机を移設するというのが、今回の申請の概要になっております。

○道上会長 赤いのはどれですか。

○小林副主幹（事務局） 赤枠が今、三光さんの持っておられる土地なのですが、青枠で囲まれたところというのは、平成16年以降に三光さんが購入された土地でございます。

○道上会長 新しく買われたのですか。

○小林副主幹（事務局） そのとおりです。元々その青枠を除いたところで、今回と同じように51条の許可を既に取っております、ずっと事業をやっておったんですけども、16年以降にこの青いところを購入されて、買った時にもう既にそこに建っていた建物に、今回、破碎机を移設するものであります。

○道上会長 破碎机は今ここにあるわけですね。

○小林副主幹（事務局） はい。それをこっちに持ってくるものです。

ペーパーの資料で、6ページに今度は写真がありまして、黄色い丸のところから青い丸のところ、すでにあつた破碎机を移設するという内容でございます。この廃プラスチック破碎机が、建築基準法の施行令に定める1日あたりの処理能力を超えるため、この行為が建築基準法上の変更というものにあたり

ます。建築基準法の87条の第2項によりまして、用途変更は51条を準用するということになっておりまして、本申請に至っております。

○道上会長 分かりました。この建物はもう無いのでしょ。

○小林副主幹（事務局） 今年の1月24日に火事がございます、その建物は、今、全く無くなっております。またあとで説明しようと思っておりましたが、今そこは舗装工事中でございます。

○道上会長 もう撤去してしまっ。

○小林副主幹（事務局） ええ。職員の駐車場ぐらいに使用するというふうに、聞いております。

○道上会長 この焼けた建物は元々何に使っていたのですか。

○小林副主幹（事務局） 51条の許可を必要とするような施設ではなかったです。

○道上会長 中には人間がいたり、事務所か何かあったのですか。

○小林副主幹（事務局） すみません、ちょっと詳しくは把握してません。

○道上会長 火事になった原因は。

○小林副主幹（事務局） 当時は原因が分からなかったです。

○道上会長 そうですか。

○法橋部長（事務局） 廃棄物担当からちょっと補足させます。

○尾川衛生技師（事務局） すみません。先程の場所には廃棄物を、処理する工場があったのですが、もの自体は、機械自体は、この建築基準法の規模には乗らなかったため、許可は不要な場所であったというところですよ。

○法橋部長（事務局） 具体的には何をしていたの。

○尾川衛生技師（事務局） 具体的には、空き缶とか廃プラスチックの圧縮、破碎をしていました。

○道上会長 どの辺から火が出たのですか。

○尾川衛生技師（事務局） 原因は不明ということで、聞いてはおりません。

○道上会長 要するに、今ここにあるものをこっちに持っていくことは分かったんですけども、ここは火が出るようなものはない。原因のところは出てくるから原因ということで。分かりました。これは、今、議論ではないですけど、こういうことがあると、また、皆さん、質問されるようなことがある。だから、僕は前もって質問しておいたんですが、そういうことで、まだ説明があれば簡単をお願いします。

○小林副主幹（事務局） そうしますと、資料を順に説明させていただこうかなと思いますけども、ペーパーの方で3ページから申請書の写しを付けております。6ページに先程の見ていただいた写真等があるんですけども、7ページが位置的なもの、場所が、境港市の、この青く塗られた工業専用地域内に位置しております。8ページが。

○道上会長 ここの団地名は。

○法橋部長（事務局） 昭和団地です。

○道上会長 境港の中の昭和団地、皆さん大体分かりますかな。

○小林副主幹（事務局） はい。8ページが先程見ていただいたページでして、9ページ、公図の写しがあります。先程、青いところの除いたところで許可を取っていますと言いましたけども、厳密に言いますと、5の15、5の20というところを平成16年に許可を取ってやっておりました。はい。次、10ページにいきますけども、建物の周辺、このように整備されますということが書いてあるのですが、赤い囲いが、囲い2、1、それから門扉、この辺の説明が写真と絵とで書いてあります。また、環境の説明のほうでもお話するんですけど、囲い1っていうのが、これは道路敷になっております。

めくっていただいて11ページも今と同じような説明ですけども、囲い1、囲い2、それと門扉がありまして、あと、原料ヤード、左側の14m×35mって書かれているところは、タイヤが入ってきて、原料となるタイヤが入ってきて、積んでおくところです。そこから中央部上あたりがチップヤード、こ

れが破碎されたものがここに積まれております。この原料ヤード、チップヤードともに、3方が1.8 m、1 m 8 0 cmのブロック塀で囲まれているという説明です。

それから、12ページですけれども、これが、今既存の建築物の平面図になっております。13ページが立面図。14ページ、15ページが搬入経路図、写真を付けて搬入経路図の説明をさせていただいております。15ページの上の説明書きにあります青いバツテン、二重丸が書いてあるところが、ここがその破碎機が設置される場所でありまして、それを四方から見ているような写真が下の方に貼ってあります。16ページですけれども、搬入経路図、青い矢印から入ってまいりまして、計量して、原料ヤードで荷を降ろして、赤い線で帰っていくというような経路です。17ページは、周囲の工程図が示されております。18ページ、排水の経路図ですけれども、各ヤード付近の水については、この斜線の入った矢印の方の勾配によって、三光さんの私道と書かれている道に沿ってある側溝に流れまして、最終的には、油水分離槽を通過して排出されるということになっております。その他、雨水、建物の雨水については、建屋から樋を通じて、側溝の方に直接流れるようになっております。それから生活排水は、この建物の中にはありません。

めくっていただいて19ページですけれども、破碎機、具体的な写真が載っておりますけれども、丸で囲んであるやつが今回の移設されるものであります。20ページはその図面でございます。21ページ、これは破碎する際の下処理に使用する機械でありまして、ビードというものを抜き取る機械で、ちょっと写りが悪くて見にくいのですが、そういうものも施設内でございます。22ページ、産業廃棄物等の保管場所の概要が、1番が処理前、2番下の方が処理後。先ほどの材料、原料ヤードとチップヤードの数字的な記載です。23ページですが、生活環境調査、めくっていただいて24ページに、結果的に、調査項目、調査を行ったのが騒音と振動、その他の大気であるとか、水質、悪臭については、今回、対象外ということで、騒音と振動についての調査を行っております。その結果が25ページ以降になりますけれども、26ページが、その測定機の設置場所が示されております。

26ページ、目標値の数値ですけれども、騒音については表の4.2、第4種区域が、昼間は70、朝・夕が70、夜間が65dB。それから、4.3、振動については、第2種区域、65dBと60dB、これを目標値として調査しております。その結果が27ページ、これは、振動についてはいずれもクリアしておりますけれども、28ページ以降に騒音についての結果が示されておりますけど、先ほども言いましたように、夜間についての騒音が目標値をクリアできなかったために、敷地の南側です、赤く示されているところに、高さ1.739、約1 m 8 0 cm弱の防音壁を設けることによって、29ページに数値的な結果が示されておりますけれども、夜間についても65dBをクリアしております。30ページですけれども、隣接事業者への事業計画の説明。すみません、8ページにもう1回戻っていただきたいんですけども、説明しました事業者というのは、8ページの地図で、緑で囲まれている、1、2、3、4事業者に説明をしております。門永鉄工、三浦鉄工、尾古鉄工、それから、全漁連さん。それで、31ページが、その時に説明に使われた資料、これが添付されています。

これを説明、隣接事業者への説明ですけれども、これは、平成16年に、その時と同じメンバーさんに説明をされております。32ページですけれども、公害防止協定書、境港市さんと結ばれているものですが、これも平成16年の時の協定書で、今回が、敷地がもう、すぐ隣ですし、元々というか、三光の敷地内での移設ということで、境港市さんも、新たに結ばなくても、これで遵守していただければOKですっていう返事をいただいております。34ページは、先ほど来、言っております平成16年に取っております許可書の写しを載せております。35ページ、関係法令のチェックリストでございます。資料の説明は以上でございます。

なお、その申請内容ですけれども、境港市さんを含む関係6機関に、事前に協議会を、6月11日に行っております。その結果、意見とか、指導とかありましたけれども、全て実現されております。以上によ

りまして、特定行政庁といたしましては、敷地の位置は都市計画上支障のないものであり、環境についてもこの地域を害する恐れもなく、許可しても支障のないものと思われま。ご審議のほどを、よろしくお願ひします。

- 道上会長 はい。説明について質問させていただきたいと思ひます。これは、搬入されてくるのは廃タイヤで、それを屋外のストックヤードに置いておくのですか。
- 小林副主幹（事務局） 屋外です。
- 道上会長 屋外、ここはどこですか。
- 小林副主幹（事務局） 11ページに原料ヤードと書いてありますが、ここにタイヤが持ち込まれます。
- 道上会長 それからこちらに取り出してきて、ここに置く。この場所も屋外ですか。
- 小林副主幹（事務局） そこは屋根、壁があります。
- 道上会長 そこで機械で小さく刻み、刻んだヤツをまた上に持って行き、そこにまた置いておくわけですね。
- 小林副主幹（事務局） そうです。
- 道上会長 ここには屋根がないのですか。
- 小林副主幹（事務局） はい。
- 道上会長 その降った雨は、その上に当たり、当たったその水はどこに行くのですか。
- 小林副主幹（事務局） 18ページの図面によりますと、黒い矢印が左側に向いていっていますけども、その屋外部分の水については、その左側の方に勾配が付いておりまして、今、その赤い線で示したように、そこに入って、そこにあります油・水分離槽を通過して排水されます。
- 道上会長 そしたら、こっちから、チップになったものから出てきたものが流れて、そこでは一応、浄化槽というか、分離槽があつて、流れてくる水は油分とかを含んでいるのか。
- 小林副主幹（事務局） 一応は含んでおると思ひます。
- 道上会長 それを、ここできちんとして下に流すということなのですね。その機械で破砕しているところには水はないのかな。
- 小林副主幹（事務局） ないです。水は、ホコリが飛ばないように、散水程度はありますが、それは流れるほどの散水量じゃないと聞いております。
- 道上会長 ということのようでございます。どっちも、下の方からと右の方から、赤い字で書いてあるところも、そこに来るわけですね。
- 小林副主幹（事務局） ヤードを通過しないものは直接排水されます。
- 道上会長 これは雨水みたいなものですか。
- 小林副主幹（事務局） はいそうです。
- 道上会長 ということか。この水はどこに行くのですか。側溝ですか。
- 小林副主幹（事務局） そこは三光さんの私道になっておりますので、道路の側溝に流れます。
- 道上会長 道路の側溝か。ということのようでございます。それから、騒音等については、測定されて、チェック、いろいろちょっと音が漏れたりしていたら、壁を作ったりすれば防げると、騒音については問題ないということですね。
- 小林副主幹（事務局） はい。
- 道上会長 以上のごようでございます、簡単に説明していただきました。何かご質問ありましたらどうぞ。何か他に苦情とかはありますか。
- 小林副主幹（事務局） 特に苦情があつたということはありません。
- 道上会長 だいたい工業団地だから民家はないのだね、ここは。
- 小林副主幹（事務局） はいそうです。

- 道上会長 そういうところからの臭いとか、振動とかいう苦情はなかった？
- 小林副主幹（事務局） 聞いておりません。
- 道上会長 そうですか。それで、その延長線上にあるわけですね。量も変わっていないのですか。それが聞きたい。
- 小林副主幹（事務局） 機械自体が変わっていませんので、処理能力は一切変わっていません。
- 道上会長 ということのようでございます。何かありましたら、お聞きになってください。
- 坂本委員 何もないと思いますけど、火災がね。火災は、確か休日にあったと思います。なんでもない時に。廃棄物の処理業をやっておられますので、非常に関心が高いです。なんで火が出たのか。いっぺん火が出ると、なかなか消えないのですよね、あれは。
- 道上会長 そうですね。ゴムね、ゴムっていうのは、燃え出すと消えないね。
- 坂本委員 それで、すぐ北側ですか、西側ですか、漁連の油槽所があります。それで、なぜ火が出たのかという思いはずっとあります。
- 道上会長 火が出そうもないところで出てくる。
- 坂本委員 そう言って報道していました。
- 浜崎委員 先ほどちょっとお話しがありましたけど、まだ原因は未だに分かっていないのですか。
- 道上会長 どうですか。
- 小林副主幹（事務局） お聞きしてはいません。
- 道上会長 おそらく、三光さんもこれから注意しますよって、消防署にもそういうふうになっているわけだな。だけど、原因が分からないと注意し過ぎてもね。注意はしないといかんけど。
- 浜崎委員 敷地内での今度の移設も、結局、今回のこの火事。それが1つの原因でしょ。確か、その関係各位に出されてる文章からみても、そのことがありましたので、できるだけ境界よりも距離がある所にとというようなことで移設理由を出してあるけども。でもそれは坂本委員が言われたようにやっぱり、この会社の仕事内容、中身がそういうことですから、非常に安心安全ということからすれば、注意に注意を重ねてやらないといけないということもありますので、火事の原因という部分で、これからは、そういうことは一切ないかということと分らんことですから、そのことがちょっとあるかなと思います。
- 道上会長 その辺も含めて、そういう安全管理には気を配ってもら。そういうことはこの審議会としても、少なくともそういうことについてはきちんと安全管理をやってくださいよっていうことはお願いすることはできる。原因究明は消防署にやってもらって、きちんと安全管理をしてやってくださいと、それぐらいのことは言ってもいいかもしれませんね。あまり他のところを言って、確かに1回燃え出すとタイヤなんかゴムだから、余熱ってやつで燃えるものだから、そんなに消えない。もしも必要であればそういうことにしましょうか。むしろ安全管理に気をはらってくださいと。この程度のことは言わせていただくことにしましょう。文書は事務局にお任せしますから、そういう趣旨のことを言って、これで了解したということにしましょうか。
- 委員全員 異議なし。
- 道上会長 はい。ありがとうございました。それでは、最後になりましたけれども、3号議案、鳥取県景観計画の変更についてお願いいたします。
- 山本課長（事務局） はい。それでは、基本的にスクリーン使ってご説明させていただきますが、資料といたして、大変申し訳ございません。中橋先生からこの2号議案についてもご意見を頂いております。
- 法橋部長（事務局） 前回までのこの廃棄物の和田浜の案件の時に、この審議会でも外周の緑化等について意見を言ったということで、意見をいただきました。それで、今回も中橋先生から同様な何か意見が出ておりますけれども、今回も付すかどうかだけについては決めていただきたいと思います。
- 道上会長 これについてですか。

○法橋部長（事務局） はい。

○山本課長（事務局） この案件につきましては、事前に西部総合の方に出しておりますので、西部総合の緑化の現状というところの説明をさせていただきたいと思います。

追加配布資料の一番最後の紙に、先ほど申しましたとおり中橋先生の意見がございますので、その中段の2号議案というところがございます。

○小林副主幹（事務局） 中橋先生からいただいております内容は、1番外周に植栽帯を設ける。カシ、シイ、ヤマモモ、ケヤキ、サクラ、ツツジ類、シャリンバイ、ヒペリカムカルシナム、ヘデラ類などの植栽をなささいというような内容と、2番目に外周壁をヘデラ、ツタ類で壁面緑化をしてくだささいというような内容だったのですが、申請者の三光さんに確認しましたが、ちょっと今、スクリーンに映されているものを見ていただきたいのですが、方位は上が北で下が南になっておりまして、北側のところ、くもくもで書いておるんですけども、ここは先ほど言いましたけども、建物が火事になりまして、今、舗装工事をやってる最中なので、その舗装工事の中で植栽計画は既にありますと。ただ、どういう種子を植えるかというのはまだ決めてないんですけども、木を植えて緑化するということは計画があるというのを確認しております。

それから、西側のほうですけども、こちら隣が王子物流さんがチップヤード、木材チップをここに持ち入れられているらしいです。三光さんもここに、例えば植栽を植えて木の葉とか、木の葉が飛んでいくと、隣に迷惑がかかるのじゃないかと。どうしても植栽をとということになれば、代用するんですけども、王子物流さんともう一度協議をしてみないと、今の時点では植栽やりますという確約はできませんという回答をいただいています。それから、南側ですけども、こちら側は、先ほども言いましたけども、防音壁を設けたりというところがありますんで、プランター等によって対応することは可能ですと、こういう返事をいただいております。以上です。

○道上会長 こういうところまで、そんなにやれやれと強くも言えない。こういうことをすれば、前もした方がよいというような感じで言っていたのです。だから、ここはやるって言うておられるのだけど、やれる範囲においてやるということでもいいのじゃないかな。ここがものすごい違反しているとかなんかでないとなんか強く言えない。あまり言い過ぎても、自分でされるということだから、それを尊重したらどうかと思います。廃棄物の処理を非常に大事なようで、静脈産業と言われて、動脈ばかりやっているわけで、本当に静脈もしていかなないとだめなので、それをやろうという会社なのです。鳥取県、意外とここが弱いんです。だから、企業もユニークですよ、だから、こういうのは非常に大事にしないとイケないということで、だからって言うて、火事を起こすのはいかんけど。良いですか、これで、こういう計画があるということならね。

○山本課長（事務局） はい。そうしましたら、2点。安全管理に努めることということと、今、前回は習って緑化に努めることということを付帯意見として、また、会長の方に文面みていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○道上会長 とういうことで、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、次、いきましよう。最後3号議案。

○山本課長（事務局） はい。それでは、続けて3号議案でございます。スクリーンで説明しますが、使う資料といたしましては、右肩に資料3と書いてございます、3号議案のホッチキス止めのものがございます。それと同じく追加配布資料ということで、それについても説明させていただきたいと思っております。それでは、画面の方、お願いいたします。鳥取県景観計画というのを平成19年3月に景観法並びに景観条例に基づいて定めております。都市計画審議会と景観法・景観計画との関係ということでございますが、先ほどの2号議案でもありましたが、あれは建築基準法の方で、この審議会に審議を委任されております。これについては、景観法により、都市計画審議会に審議、意見を聞くということで法の中で位

置付けられてございます。中段の下の方に9条の2項でございます。景観計画を定めようとする時は云々でございますが、都市計画審議会の意見を聞かなければならない。8号で前項の規定が景観計画の変更についての審議をするということで、今回、景観計画を変更しようとしておりますので、今回審議会にお諮りするものでございます。

変更の案の内容でございます。一番目が、現行の景観計画において区域について、市町村という区域はございますが、海面における記載がないため、海面上の取り扱いが不明瞭でございます。そのため、海面においても規制制限の対象であることを明確にする。部長が冒頭で挨拶しましたように洋上風力発電というものが出ておまして、それに対応するための変更でございます。2番目としまして、勧告要求基準の変更ということで、景観条例の中で、一律3%の緑化というものを定めておられますが、非常に工作物の敷地の狭いもの、並びに道路から全然見えない山の中のものにまで3%を取っていくのかというのは非常に不合理な面があるということで、それについての変更を行おうとするものでございます。

まず、1番で、これは追加配布資料で、後ろから2番目についてありますが、5月30日の日本海新聞でございます。これによって民間企業が洋上風力発電というのを泊沖に計画しているということでございます。それで、洋上風力発電については、国内では数例ございますが、岸壁や防波堤の横にあるもので沖合では日本で初めてというような構想でございます。3段目の中段でございますが、沖合に10基の風力発電が4kmにわたって建設する、約400m沖ということでございます。高さでございますが、タワーと羽を含めて130mということでございます。

先ほど、説明でも出てまいりましたが、現在国内でやられている洋上風力発電でございます。1番の北海道の瀬棚でございますが、結構沖にあるものですが、これはやはり港湾の中の防波堤の中にある風力発電でございます。その下は、酒田港ということで、工場敷地の前に離岸堤と申しますか、堤防がございまして、その中に設置しておるものでございます。右が鹿島港の道路から50mぐらい離れて風力発電が建っておるものでございます。それで、他県の事例でございますが、石川県に海岸線から、今、1キロという規定を既にしております。これも何年か前に石川県で洋上風力発電の話があった時に、こういった規定を設けたまま、計画自体は頓挫したと聞いておるところでございます。石川県の場合は、海岸汀線から海側に1km、陸側に500mという格好で定めております。

それでは、元に戻っていただき。それで、前段は先ほど口で説明させていただいたものでございますが、これが現在の鳥取県の景観形成基準というものでございます。石川県と比べていただくと分かります。海側というのが表記されておられません。今回変更しようとするものが、水色で薄っすらと書いておられますが、この部分の配置が、説明が遅れて申し訳ございません、白抜きになっているのが、鳥取、倉吉、米子市です。と申しますのは、景観行政団体、景観法に基づく行政団体となっております。県と同じ取り扱いとなっております。それがために鳥取県の景観形成区域からははずれて独自に鳥取市、倉吉市、米子市が基準をもっておられますので、そちらの方で規制をさせていくものでございます。それと、茶色については大山景観形成重点区域ということで、この緑の部分より厳しい届け出基準となっております。青については、境港市と北栄町、湯梨浜町の部分でございますが、沿道海浜景観形成重点区域ということで、同じく一般地域より厳しい届け出基準となっております。

はい。それでは、ちょっとまた元に戻っていただきまして、中段以降でございます。今回景観計画について海岸汀線から海側1.5km以内の範囲（行政区域内に限る）という記述をしたいということでございます。工作物の高さを200mと想定して、どのくらいの区域を指定しようかという観点で考えました。そして、技術基準といたしまして、そこに書いてございますような道路環境影響評価の技術手法というのをういまして1.5kmとしたいと考えております。その考え方でございますが、下の表の通り10°、水平見込角でございますが、10°を超えると構造物は目立つということで10°以内に抑えるのが望ましいだろうということでございます。それで、上段に書いてございます通り、世界で設

置かれておる最大の風力発電所は、ドイツで183mということで、先程申した通り、それより大きい200mというものを想定いたしました。200mで、先程申しました10°で見上げる角度と言いますと、1,134mとなりますので、繰り上げまして1,500。海岸汀線から1,500mまでは規制の区域内としたいと考えております。

ちなみに、石川県の1kmというのは、特にあまり規準はなく、自然公園法の掘削浚渫だとか、そういった場合に1kmという数字があったので、使ったということで、こちらの方がいいのではないかとということで事務局が判断して、1.5kmとさせていただいております。ちょっと具体的にやり過ぎますが、先程の1.5km以内の範囲はご説明をさせていただきましたが、行政区域内に限るとしております。これについては、境港市の北側並びに米子市の西側というのは、すぐ島根県領に隣接しております。1.5kmまで行くと島根県の行政区域に入ってしまうということで、このような括弧書きで行政区域内に限るという表現にしておりますが、ちょっとこれも言葉足らずで鳥取県の行政区域内だとか、そういったことについては執行部で文書の中で記述していきたいと思っております。景観区域の海岸部の指定については以上でございます。

2番目でございます。先程の海岸風車の分が終わりまして、2番目のところでございますが、赤書きにしております。敷地面積が小さい場合や道路など公共の場所から公衆によって容易に眺望出来ない場合、緑化を行わなくても景観に影響が少ないものから判断して変更したいということでございます。具体的な内容としては、下に書いておりますとおり、敷地面積が10㎡以下である場合と、道路などの公共の場所から眺望されない場合は3%の緑化の適用除外とする。こういう考えで、今回諮らせていただいております。

具体的な例で言いますと、いわゆる携帯電話の通信塔を建てる場合、高さは20mでこの景観条例の対象になるのですが、敷地面積自体は6㎡というような格好になる。それに対して3%であっても0.09㎡といった30cm四方の緑化が行われているような規準になるというようなことでございます。次です。ちょっと合成写真でございますが、いわゆるこういった道路で全く緑に囲まれたような通信施設があっても、それを森の中で緑化しろというのも、また逆におかしな話でございますし、それについては眺望できない物については対象外としたいと考えております。

それで、今後のスケジュールでございますが、今日都市計画審議会の意見をいただきまして、次に景観計画・景観条例自体は景観審議会という別の審議会がございまして、それに都市計画審議会の御意見を踏まえながら、予備審議を行い、パブリックコメントを行い、また景観審議会の本審議ということで10月ぐらいには、景観計画の変更の発効を行いたいと思っております。以上でございます。

○道上会長 だから、この審議会の意見を引き続くことになるんですね。

○山本課長（事務局） そうです。

○道上会長 意見があれば言ってくださいということで、それを、意見だから我々が決めるわけだから、その意見を景観審議会の方に持って行くことに、そういうことになりますね。

○山本課長（事務局） はい。

○道上会長 最終的には、景観審議会が決めるという。

○山本課長（事務局） そうです。

○道上会長 そういうことでございます。それで、2点ございまして、1点は海面の景観問題。これは具体的には風力発電の風車。もう1点は、タワーを建てて、中継基地をやる携帯電話、あるいはもっと他のものもあるのですが、テレビとかそういうものもあるのですが、そういうものが高さ13mからの制限はそのままにして、その下の地面の緑化の取扱いをどうするかと。

まず、最初は海面の問題ですね。汀線から1.5km離れた所に立てて下さいよ。海岸線から1.5km離れた所でいろんな構造物を考える、こういうことでいいですか。

- 山本課長（事務局） 建てたらいけないというのではなく、景観上の条件を付けていく。例えば色彩であるとか。
- 道上会長 では1.5 kmの間、建てても良い訳ですか。
- 山本課長（事務局） そうですね。届出の対象とするということで1.5 km以上離れてしまえばもう届け自体がありません。1.5 km以内だったらきちっと計画を見せていただいて、例えば、配列が悪いですね、だとか、色がこんな色じゃあ目立ち過ぎますね、だとか、条件を見させていただくという格好になります。
- 道上会長 これは、景観条例の中に入っていて、景観審議会で審議されることになるということですか。
- 山本課長（事務局） そうです。
- 道上会長 そうですか。1.5 kmとはそういうことになる訳ですか。そういうことですが、どうですか。そういうことには景観を、ここは景観ですけども、景観以外にいろいろ環境の問題とか、いろいろあるのですが、それはまた別という。
- 山本課長（事務局） はい。それについては、また別な法律で。
- 道上会長 別の法律、我々の方はこの都市計画審議会で見えるのは景観のところだけ。
- 山本課長（事務局） はい。そうです。
- 道上会長 ということのようです。1.5 km以内のものについては、汀線から1.5 kmまでの所に建つ構造物については、大きさとか色とか何とかそういうこと、いろいろ意見が景観条例の中で言えるようになっているというわけですね。
- 山本課長（事務局） はい。
- 道上会長 そういう意味ですか。ここまでの範囲を景観条例の中に示してあるよ、という参考までに。だから、例えば砂丘なんかの辺で、砂丘の沖合の所で、こういうものを作るとした場合、これは砂丘の景観が非常にまずくなるのでこれは作らさない方がいいと、こういうことも景観条例があるということもできるわけですか。
- 山本課長（事務局） そういうきつい規制ではございません。罰則規定の命令までできるのは色彩だけでございます。
- 道上会長 だけど、例えば賀露の所に風力発電を作ろうと、あんなもの困ると、砂丘の景観が台無しになるという意見があって、あれは止めた。あれは県が作る計画だったかな。
- 法橋部長（事務局） 県です。企業局です。
- 道上会長 県だったら多少融通が利くかもしれないけど、業者はそういう訳にはいかない。それは、どうなるのか。景観条例で景観そのもの、色もさることながらそんなものを作ったらまずい、例えば岩美海岸にダーと作って台無しになるとすると、今、ジオパークをやるわけですから、作るのはだめだと。ということはどこがするのですか、この範囲の指定は。
- 山本課長（事務局） この景観上の問題ですと、先程申しました通り、鳥取は鳥取市が具体的な権限を持っているのですが、岩美町内ですと、県になります。県ですと景観上の規制となりますと、今申し上げましたとおり、強い規制のものについては色彩のみでございます。
- 道上会長 色彩だけか。
- 山本課長（事務局） はい。ただ、あとの勧告と公表というのがございまして、勧告については命令までの厳しい罰則はございませんが、勧告を行って、それに従わない場合については、公表を行うというのが、今の景観条例の制度でございます。
- 道上会長 要するに止められないということですか。
- 山本課長（事務局） はっきり言えばそうでございます。
- 道上会長 例えば、今具体的に言ったら、範囲も何もない想定ですが、岩美海岸の所にこんなものを作

ろうとして、1.5 km離れていたらいいのかどうか分からないのだけでも、そういうこともあり得るじゃないですか。

○法橋部長（事務局） 基本的には場所によるんですが、今の浦富海岸なんかの場合とか、砂丘の一部なんかは自然公園法の規制がありますので、そちらの方で抑制するという事は可能です。

○道上会長 その場合、海の中まで規制が及ぶのですか。

○法橋部長（事務局） 浦富の場合は、今は海中公園という海の中の公園があるのですが、新しく自然公園法の中で海域公園というのが出てきます。その海域公園については、まだ今のところ、これは指定されるかどうかというのが、私もちょっと今、うろ覚えですけど、海中公園がそのまま海域公園に移るのかどうかということですが、そういったところで一応の法的規制が働くような仕組みはあるんですけども、その他の地域については、今のところ風力発電については、あまり有効な規制が働くような仕掛けは出来ておりません。それで、風力発電については景観上の問題もさることながら、いわゆる生物多様性の問題、いわゆるバードストライクの問題であるとか、それから、人間の健康上の問題であります低周波の原因。こういったことが今盛んに議論されておまして、環境省の方の審議会の方でも、今度の環境影響評価法の改正の一貫として、そういったものを環境影響評価に加える方向で、今検討されております。それは基本的には抜本的なテクニカルな話としては、基本的に政令省令改正の中でそういったものを加えられるようなことで、今検討されておりますけども、本法の方の改正で今回の国会が閉じちゃったものですから。参議院は通過して、今、衆議院で継続審議という状態になっておりますので、それが決着すれば環境影響評価法の方で、環境影響評価の中でいわゆるそういう健康上の問題であるとか、景観上の問題であるとかというような、いわゆる環境影響評価というものがされて、それによって非常に支障があるものについては、勧告なりをするということになってくるのだらうというふうに思っています。

今のところは、基本的には有効に働く規制というのはないのが実状です。それで、今回初めて、うちの方も今は陸上のものであれば景観形成の話とか、そういう話是可以するんですけども、海上風力ということになると全然ないものですから、せめて今の段階では海上風力について、景観の方で一定の抑制をしていくようなことを当面していきたいというふうな考え方で、今、景観計画を改正しようということでございます。

○道上会長 ここから北条バイパスを走って行くといっぱい風力発電が立っているのですが。聞きたいと思ったのは、米子の方に車を運転して行くと、あれに吸い込まれそうで、ものすごく変な感じになる。皆さん、なりませんか。私はものすごく感じる。何か景観や何やよりも、人的心的なストレスみたいなものをものすごく感じるんです。あれを見て、一番おかしいなあと感じたんですが。

○木村委員 目で感じる部分。

○道上会長 そう、目で感じる部分。止まっている時はそうでもないのです。回っている時は何か吸い込まれそうな気がするのです。皆さんはそんなことはないですか。

○牧田委員 本当によくそこを通っているのですが、特に感じません。

○道上会長 そんなものですか。僕だけかな、おかしいのは。あとは、こういう色とか、高さとかそういうやつはこの範囲だったら、景観条例の中で多少議論が出来るということです。何かありますか、意見としてこれをこう、1.5 km位の範囲の構造物については、景観条例を適用できるようにしたらどうかという意見にするかどうか。

○里見委員 あとは、米子市とか、鳥取市の動きが、足並み揃えられるかということ。

○山本課長（事務局） はい。まさに里見委員がおっしゃった通りで、うちはこういう計画をするよということで、持ちかけております。米子市は景観計画を作ってまだ1年も経っていない。鳥取市についても、もう半分くらいは先程言ったように自然公園の規制がかかっているということで、当面はこのまま

でということで、ちょっと県とすれば不足なのですが、そういったことで、米子鳥取両市の考えは聞いております。これからも、働きかけを行っていきたいと思っております。

- 坂本委員 ちょっと聞いてみたいですけど。公有水面を管理するのは、どこになるのですか。海の1,500m先っていうのは。
- 山本課長（事務局） いろいろ議論はあったのですが、領海においては行政区域ということでは、市町村の行政区域でもありますし、県の行政区域でもありますし、日本の行政区域でもあると。
- 坂本委員 領海はあるんですね。
- 山本課長（事務局） 経済水域だとかいろいろ各国でそれぞれあると思いますが。
- 坂本委員 米子市や鳥取県の権限がそこまで及ぶわけですね。
- 法橋部長（事務局） 基本的には行政の区域に相当するだろうという解釈です。それで、基本的には法の効果が及ぶかどうかというのは、個別の法の権限がどこにあるのかという、例えば、海洋の投棄の問題だとかということになると海上保安庁があれします、基本的には海上保安庁なりが管轄するという部分も多いと思うんですけども。それで、その行政区域に入るかどうかという議論は、何ゆえにそういう議論が必要なのかということは、今の陸上の景観計画の区域を海にまで及ぼすことが出来るのか出来ないのかという議論をした時に、それは通常の法解釈からして出来るであろうという解釈の基で、こういう景観区域の改定をやらうとしたというぐらいの議論でして、厳密に、ここの、いわゆる県の何というのでしょうか、領土と言いますか、権限がどこまであるのかというような議論をしているわけではないということです。
- 道上会長 それはよく分かった。
- 法橋部長（事務局） はい。
- 坂本委員 だいたい、その関東の方は海岸線が黒いですな、砂が。けど、ここは白で白砂青松的で非常に美しい海岸線なので、我々から言うと、この美しい自然の海岸線を、そういうものをどんどん建てて…、ちょっと違和感がありますね。規制した方が良いと思います。
- 道上会長 だから、ここで出しているのが1.5km。汀線から1.5kmの中での工作物については景観の観点から議論ができるということですね。環境問題については、その分野のところで議論される。景観のことについては、その範囲内での工作物は届け出ていただいて、それについて意見が言えるような形にしておくのがいいということで、そして景観審議会にかかるわけです。いいですか、そういうことで。どっちにしても、我々が責務を負うようなことでもない。ゆえに、意見ですので、そういうことでよろしくをお願いします。
- それから、もう1点、鉄塔のようなものを作る時の面積が非常に小さい場合は3%の緑化をしないとイケないという規定があるそうなのです。けど、対象外とする面積を何㎡以下にするか。難しいかな。
- 山本課長（事務局） 基本的には、10㎡以下は対象外ということでご提案させていただきました。
- 道上会長 10㎡以内の敷地面積は工作物を作った場合なんかは、緑化の対象外だと。それから、それを超える場合は必要であるというふうに変えたい。これは今までは上げてなかったわけだ。
- 山本課長（事務局） そうです。
- 道上会長 面積の規定を入れていこうとするものですね。
- 山本課長（事務局） はい。
- 道上会長 どうですか、このへんは。
- 山本課長（事務局） すみません、ちょっと補足説明をさせていただきたいと思いますが。お手元に配っておりますパンフレットの21ページをご覧くださいと思います。最小の面積の10㎡というのは、このへんになると、どうしても割り切りということが出てくるのだと思いますが、1つ基準といたしまして、10㎡という面積規定を他の案件でも設置しておりますので、これに習って10㎡というも

のを最低基準にもってきたいという格好でございます。ちなみに、先程の説明でございますが、ちょっと欄が説明しにくいですが、21ページの、例えば、①から⑩まで囲ってございますけども、景観区域の場合であれば高さが13m、又は築造面積が1,000㎡以上の時が届出の対象になるのですが、この鉄塔の場合だったら13mは超えるのだけど、面積的には1,000㎡なので、とてもいけないというような、こういった事例が多発しております。面積規準ではひっかからないのだけれども、高さ規準でひっかかる。高さ規準でひっかかると敷地面積に応じて緑化をしていただくという状況ですので、最低制限を設けたということでございます。

- 道上会長 ということで、何かありますか。結局高さが問題だな。
- 山本課長（事務局） そうですね。
- 道上会長 眺望とかなんか、面積は2番だけど、山の中でも高さが高いと眺望を害する、そっちの問題ですね。
- 山本課長（事務局） そのへんについては、なかなか難しい面もございました、稜線を乱すだとか、いわゆる山並みですね。そういったのは一応、届出のように観点到挙しておりますので、勧告等もできるという項目にはなっております。
- 道上会長 何か、ご意見ありますか。
- 兼子委員 道路など公共の場所から公衆によって、容易に眺望できない場というのが、どういうことなのか、ちょっとよく分らないです。樹木に遮られてというこの事例だと思うのですが、例えば、この樹木が切り取られたりすれば、そうなった場合にどうなるのですかね。
- 山本課長（事務局） はい。正直な話、そこまで想定しておりませんでした。その隠れている樹木が切り取られた場合のあとについてまで、そこに責任を負わすかどうかという、そういう議論をまだしていない状態でございます。
- 兼子委員 眺望できない場合は全て景観のこの法律から外すと言いますか、今の案でいきますと。そうすると、いずれ長い年月で見た時に、いきなり現れてきたりとかということが起こるわけですよ。やっぱりそういうことが起こるのはまずいような気がするので、私は対象から外さない方がいいと思います。
- 法橋部長（事務局） 例えば、ここの審議会の中でもそういう意見を出していただいて、対象から外すか、引き続き対象とするのか、あるいはそういう状況が変わった場合に改めてその条件付けはしておいて、例えばそういう状況が変わって眺望できるような状況になった場合について、その段階でそういった緑化基準を課せれるようなということを条件付けするとか、というような工夫はできるのではないかと思いますので、審議会の皆さんのご意見がまとめれば、都市計画審議会としては、そういう環境の変化とか、充分考えられるので、そういったことについて充分留意するとかというような条項を付けていただければよろしいのではないかと思います。
- 兼子委員 もう1つ、あとそれ見た目の話はそれだと思うのですが、あとすごく広い面積の所に工作物を建てて、でもそれが容易に見えなければ、敷地に、例えば3%の緑化をしなくてもいいということにもなりかねますよね。ただ、緑化とかいうのはただ見た目の問題だけじゃなくて、多分その山とかだったら土壌を保全するだとか、CO₂を固定するだとか、いろんな様々な機能があると思いますので、何か、その緑化がされなくなってしまうということは、何かちょっと不利になるのではないかというふうに思いますので、これも外さない方がいいのではないかというふうに思いますけども。
- 道上会長 いわゆる9㎡とか、いわゆる3%とか。
- 兼子委員 面積の10㎡というのはいいと思います。10㎡だから、30cm×30cmですよ。それぐらいならやってもいいのではないのかなと思いますけど、それはいいと思いますけども、見えないうって、容易に見えないってところの基準が、ちょっと問題があるのじゃないかなというふうに思っ

てます。

○道上会長 緑化基準について。

○兼子委員 そうですね。緑化基準も隠れているとか、それから形の問題も、両方問題を含んでいるのじゃないかなと思います

○道上会長 見えなかったら緑化もしなくていいってことですよ。

○兼子委員 見えなければ緑化をしなくていいってことになっちゃいますので、それはちょっとどうかなって思ったんです。その緑化とか、景観とかっていう、景観って言ったなら見た目だけではなくて、多分、例えば、このパンフレットにも書いてあると思うんですけど、自然、人々あるいはその両方の営みによって形成されたものすべてを景観と言うということだとしたら、ただの見た目だけの問題じゃないと思うので、そういった緑が失われてしまうというのは、景観の概念からは良くないというふうに思いますので、見えなければ緑化しなくてもいいのだということに繋がりがねないので、それは、ちょっとどうかと思います。

○坂本委員 議案の中の、又は以下の「又は道路その他の公共の場所から公衆によって容易に眺望できない場合」はいらないのではないかという意見だな。

○道上会長 この10㎡以下というのはいいです。ただし、「又は」以降の記述を外すということで、よろしいでしょうか。そういうことにさせていただいてよろしいでしょうか。都計審で意見言ったからといって景観審議会で通るかどうかは分かりません。向こうでまた判断されるでしょうから。それでは、そういう意見として付けてみましょう。よろしいですか。

○（異議なしと呼ぶものあり）

○道上会長 まだ何か他にありますか。では事務局の方、その他報告事項はありますか。

○山本課長補佐（事務局） はい。景観まちづくり課の課長補佐の山本です。報告事項はございませんが、本日の諮問案件の今後の予定についてご説明させていただきます。まず、1号案件ですが、今後関係機関との協議を進めて次回11月頃を予定しておりますが、次回の都市計画審議会で本議案として諮らせていただきたいと思いますと考えております。本日ご指摘いただいた追加資料につきましては、出来次第、皆様にお送りしたいと考えております。

2号議案につきましては、本日のご意見を踏まえた上で、建築基準法の手続きを進めていただくということで、先ほどいただいた、付帯意見としまして、安全管理の問題、それと緑化の努力ということを付帯意見とさせていただきたいと考えております。

また、3号議案につきましては、先ほどご審議いただいてご意見いただきました。そのご意見を景観審議会の方に諮らせていただきまして、パブリックコメント等の手続きを経て、計画の変更を進めていくようにしたいと考えております。また、次回以降の都市計画審議会で経過報告をさせていただきたいと考えております。

続きまして、次回の都市計画審議会の開催予定について、ご連絡させていただきます。次回の都市計画審議会は11月頃に開催する予定にしております。現時点で予定しております議案としましては、山陰道東伯淀江線及びアクセス道路の変更、それと、米子境港都市計画区域マスタープランの変更について、ご審議いただきたいと思いますと考えているところです。

委員の皆様におかれましては、お忙しい時期かとは思いますが、ご出席いただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、後日、正式にご連絡させていただく予定にしております。よろしく申し上げます。以上でございます。

○道上会長 はい。どうもありがとうございました。

16:10閉会